

# 一般社団法人 防府医師会定款

## 目 次

- 第1章 名称及び事務所（第1条―第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条―第4条）
  - 第3章 会員（第5条―第13条）
  - 第4章 総会（第14条―第22条）
  - 第5章 役員等（第23条―第33条）
  - 第6章 理事会（第34条―第38条）
  - 第7章 裁定委員会（第39条―第45条）
  - 第8章 委員会等（第46条）
  - 第9章 団体契約及び意見表明（第47条―第48条）
  - 第10章 資産及び会計（第49条―第55条）
  - 第11章 事務局（第56条）
  - 第12章 雑 則（第57条―第60条）
- 附 則

### 第1章 名称及び事務所

#### （名 称）

第1条 本会は、一般社団法人防府医師会と称する。

#### （事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を山口県防府市三田尻一丁目3番1号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### （目 的）

第3条 本会は、日本医師会及び山口県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

#### （事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項

- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
  - (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
  - (7) 地域医療の推進発展に関する事項
  - (8) 地域保健の向上に関する事項
  - (9) 保険医療の充実に関する事項
  - (10) 医事法規の整備に関する事項
  - (11) 医療施設の整備に関する事項
  - (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による地域住民の健康及び福祉の増進に関する事項
  - (13) 産業医活動等に関する事項
  - (14) 医師会相互の連絡調整に関する事項
  - (15) 看護専門学校の運営に関する事項
  - (16) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 2 前項の事業は、防府市及び山口市徳地において行うものとする。

### 第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、防府市及び山口市徳地に就業所又は住居を有する医師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会したものを会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員が退会しようとするときは、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員は、本会に届出をした事項について変更を生じた場合は、会長に変更の届出をしなければならない。

4 本会を除名された者であって再入会しようとするものからその旨の申し出を受けたときは、裁定委員会の審議裁定を経て、会長はその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第12条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会費、入会金及び負担金)

第8条 会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、会長は、会員に特別の事情がある場合においては、総会の決議を経て、会費、入会金及び負担金の額を減免することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師としての倫理を尊重し、社会の信頼及び尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告又は発表するとともに、本会の目的及び事業に関して、会長に意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会は、本会のために著しい功績があった者に対して、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき。

(3) その他、制裁を課すべき正当な事由があるとき。

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。この場合において、本会は、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、山口県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

6 会長は、第1項の規定により会員の制裁を行うに当たり、当該会員の制裁について裁定委員会に付託し、その審議裁定の結果について報告を受けなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

- (2) 当該会員が死亡したとき。

#### 第4章 総会

##### (総会の構成及び招集)

第14条 総会は、すべての会員をもって組織する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

##### (定時総会及び臨時総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって、総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 会長は、総会を招集するときは、総会の目的である事項、日時及び場所その他の法令で定める事項を記載した書面によって、開催の日の1週間前までに、会員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までにその通知を発しなければならない。

##### (総会の議長及び副議長の選出)

第16条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

##### (議長及び副議長の職務)

第17条 総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

##### (議長又は副議長の後任者の選出)

第18条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

- 2 前項の規定により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (総会の任務)

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項

- (2) 会費、入会金及び負担金の額及び徴収方法並びに減免に関する事項
  - (3) 会員の除名
  - (4) 理事及び監事の選任及び解任
  - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
  - (6) 理事及び監事の報酬等の額
  - (7) 定款の変更
  - (8) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
  - (9) 理事会が付議した事項
  - (10) 山口県医師会代議員及び予備代議員の選出
  - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 事業計画書及び収支予算書
  - (2) 事業報告
  - (3) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び決議)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、決議することができない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

4 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(書面決議等)

第21条 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使をすることができることとするときは、会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって決議することができる。

- 2 総会に出席しない会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 前2項の規定により議決権を行使した会員は、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長

及び出席した理事のうち議長が指名する理事は、これに署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員等)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上14名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により他の副会長がその職務を代行する。
- 6 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、本会の会員の中から、総会の決議によって選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職(会長、副会長及び理事)毎に分けて行う。

3 会長及び副会長は、本定款の定めるところにより、総会の決議によって選定及び解職する。

4 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、第1項の規定に基づき選任された理事をもって候補者とする。

5 第1項による役員を選任並びに第3項による会長及び副会長の選定については、総会において予め選挙を行い、候補者を選出することができる。

6 前項の規定に基づく候補者の選出は、本定款の定める役員を選任並びに会長及び副会長の選定に関する規定に準じて行う。

(役員の補欠の選任)

第28条 理事又は監事が任期の満了前に退任したときは、速やかに、補欠の理事又は監事を選任するものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の親族等の制限)

第29条 本会の理事のうちには、各理事について、その理事及びその親族その他特殊の関係がある者が、理事の総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事のうちには、本会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者並びに本会の使用人が含まれることになってはならない。

3 本会の監事のうちには、各監事について、その配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者が、含まれることになってはならない。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第32条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(過去に理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において法令で定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第33条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 会長からの相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

## 第6章 理事会

(理事会の構成等)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。
- 3 会長は、法令及びこの定款に特段の定めがある場合を除き、理事会を招集し、その議長となる。
- 4 会長以外の理事が理事会の目的である事項を記載した書面によって会長に対し、理事会の招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
  - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告については、適用しない。

(理事会への出席発言)

第37条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第39条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、裁定委員5名をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第40条 裁定委員は、本会会員の中から、理事会において選定し、総会の承認を受けるものとする。

(裁定委員の任期)

第41条 第26条第1項(理事の任期)の規定は、裁定委員の任期について準用する。

2 裁定委員は、任期の満了又は辞任により退任した場合にあっても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第42条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第43条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議し、その裁定を行う。

- (1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第12条第6項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 裁定委員会は、前項の裁定を行うに当たっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第44条 裁定委員会は、会員間又は会員とそれ以外の者との間に生じた紛議に関する事項について審議し、その調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第45条 第39条から前条までに定めるもののほか、裁定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 第8章 委員会等

(委員会及び部会の設置)

第46条 本会は、特に必要があると認める場合に理事会又は総会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会及び部会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第47条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生対策に関し必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第48条 本会は、第3条の目的を達成するために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

## 第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第49条 本会の経費は、会費、入会金、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 本会は、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。  
（剰余金の分配の禁止）
- 第53条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。  
（財産の管理責任）
- 第54条 本会の財産は、会長が管理する。  
（会計の規程等）
- 第55条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11章 事務局

（事務局）

- 第56条 本会に、事務局を置く。
- 2 事務局には、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第12章 雑則

（残余財産の帰属）

- 第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（定款施行細則）

- 第58条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

（公告）

- 第59条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（委任）

- 第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 この法人の設立の登記日現在の会長等は、次に掲げる者とし、その任期は、平成26年3月31日までの事業年度に係る定時総会の終結の時までとする。

会 長	水津 信之		
副会長	神徳 眞也	副会長	清水 暢
理 事	山本 一成	理 事	内平 信子
理 事	井上 康	理 事	村田 敦
理 事	大西 徹	理 事	松村 康博
理 事	原 伸一	理 事	蓮池 耕二
理 事	御江 慎一郎	理 事	林田 はるみ
理 事	岡澤 正		

(監事に対する措置)

- 3 本会の設立登記日現在の監事の任期は、平成26年3月31日までの事業年度に係る定時総会の終結の時までとする。

(事業年度に関する経過措置)

- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この改正規定は、平成25年5月24日から施行する。